令和２年５月１２日

保護者　各位

岡崎市立山中小学校
校長　小川　真奈美

本校の教育活動の円滑な再開に向けた対応についてのお知らせ

臨時休業期間については、令和２年５月３１日（日）まで延長されていたところですが、この度、岡崎市教育委員会から令和２年５月８日付けで、「学校再開に向けて段階的に対応する」という旨の依頼がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症（以下「同感染症」とする）拡大防止の観点から、臨時休業中の学校再開準備期間や学校再開後の一定期間を下記の通り実施します。

ただし、本実施内容は、現時点でのものであり、今後の国や県による要請や感染状況等により、変更する場合があることを御承知おきください。

記

１　通常の学校生活までの段階的な対応

（１）　学校再開準備期間（５／２１～３１）

①　５月２１日（木）から５月２６日（火）…四分の一分散登校

登校時刻・・・通常通り　　下校時刻・・・１１時１０分下校

グループ		登校日	通学班名
A	1	５月２１日（木）	山綱２区Ｂ，山綱１区③④⑤，舞木１区Ａ②
	2	５月２２日（金）	山綱２区Ａ，舞木１区Ｂ，舞木２区Ａ①④⑤、舞木２区Ｂ
B	1	５月２５日（月）	羽栗２区，舞木１区Ｃ・Ｄ，舞木１区Ａ①③
	2	５月２６日（火）	羽栗１区，池金，舞木２区Ａ②③⑥⑦，山綱１区①②

②　５月２７日（水）、５月２８日（木）…二分の一分散登校

登校時刻・・・通常通り　　下校時刻・・・１１時１０分下校

登校日		通学班名
A	５月２７日（水）	山綱２区Ｂ，山綱１区③④⑤，舞木１区Ａ② 山綱２区Ａ，舞木１区Ｂ，舞木２区Ａ①④⑤、舞木２区Ｂ
B	５月２８日（月）	羽栗２区，舞木１区Ｃ・Ｄ，舞木１区Ａ①③ 羽栗１区，池金，舞木２区Ａ②③⑥⑦，山綱１区①②

③　５月２９日（金）…時間差による二分の一分散登校

登校時刻と下校時刻		通学班名
A	登校　８：００ 下校　９：３０	山綱２区Ｂ，山綱１区③④⑤，舞木１区Ａ② 山綱２区Ａ，舞木１区Ｂ，舞木２区Ａ①④⑤、舞木２区Ｂ
B	登校１０：００ 下校１１：３０	羽栗２区，舞木１区Ｃ・Ｄ，舞木１区Ａ①③ 羽栗１区，池金，舞木２区Ａ②③⑥⑦，山綱１区①②

（２）　学校再開（６／１～は出席扱い）★給食有り

①　６月１日（月）から６月１２日（金）まで・・・二分の一分散登校

グループ	１日	２日	３日	４日	５日	８日	９日	10 日	11 日	12 日
A	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習
B	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校

※登校しない日は家庭学習となりますので、原則、家庭で担任から出された時間割で学習させてください。

②　６月１５日（月）からは、通常の登校となります。

（３）　その他

○６月１日（月）から、給食が再開されますが、**感染予防のため、三角巾、エプロン、箸、スプーンは各自で用意してください。**

○部活動については、６月９日（火）、６月１２日（金）は登校日になっている児童のみ、１時間程度（１６時下校）練習をします。練習は自由参加です。１５日以降は、これまで通り部活動も再開します。

○４年生の部活入部は２学期からとします。

３　学校再開後の児童の出欠等の扱いについて

（１）　「出席停止」とする場合

①　児童が同感染症に罹患した場合

②　児童が濃厚接触者と判断された場合

③　児童が発熱や体のだるさ等の症状が見られた場合

（２）　「出席を要しない日」とする場合

①　児童の同居の家族が自宅待機を保健所や会社等から指示されるなど、児童が他の児童に感染させる恐れがあると考え、児童の登校を控えた場合

②　同感染症に罹患することを児童または保護者が不安に思うなどして、児童の登校を控えた場合

※　以上の場合、欠席にはなりません。また、欠席理由については公表しません。

４　その他

①　運動場の開放は行いません。

②　６月１２日（金）まで、自主登校教室を実施します。

③　上記内容に変更等があれば、今後、学校ホームページならびに学校配信メールにてお知らせします。

④　現在、１学期の終業式を８月７日（金）、２学期の始業式を８月２４日（月）に実施し、７月２１日（火）～８月７日（金）平日の午前中に授業を実施することを想定しています。詳細が決まりましたら、お知らせします。

学校再開にあたっての留意事項

（１）基本的な感染症対策の実施

① 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認をします。児童の健康観察の際には、健康カードを活用し当日朝の体温を申告してもらいます。

② 全教職員はマスクを着用します。お子様もマスクを装着した上で登校するよう御協力をお願いします。

③ 登校した児童が教室に入る前には、教員の指導の下、必ず手洗いをさせます。さらに、こまめな手洗いを指導する等、手洗い指導を徹底します。

（２）授業等における対応について

① ５教科（国、算、社、理、英）の学習を基本とします。

② 児童の席の間に可能な限り距離を確保します。

③ 教室等のこまめな換気を実施します。

④ 全教職員は、児童と対面して授業やその他の指導、会話等をする際には、フェースシールドを着用します。

⑤ ペアやグループ学習、集団音読や合唱等のように、近距離で会話したり発声したりする活動は行いません。

⑥ 教具や器具等の共用はできるだけ控え、消毒をし、触れる前後で手洗いを徹底します。

⑦ 児童が密集して長時間活動する学校行事については、実施しません。

⑧ 休み時間の過ごし方について、できる限り密接・密集することがないように指導します。

⑨ トイレの使用については、学年や学級ごとに指定します。

⑩ 給食は、グループでの会食はせず、前を向いて喫食し、食事中の会話は控えるように指導します。

⑪ 集団での登下校の際には、密接とならないように指導します。

⑫ 必要に応じて子供の心のケアに対応します。

保護者の皆様へ

学校では、教育活動がこれからも継続的に行われるよう、この「お知らせ」で示した通り細心の注意を払って感染症対策に取組んでまいります。御家庭におかれましても、マスクの着用や手洗い換気など、感染症対策に十分御配慮いただけるようお願い申し上げます。また、学校では、感染症に関する風評被害につきましても、道徳の授業等で扱い、子供たちの温かな心の醸成に努めてまいります。御家庭におかれましても、こうしたことについて、折に触れてお子様にお話しくださるよう重ねてお願い申し上げます。

今後も、学校と家庭が一体となって感染拡大予防に努め、子供たちが楽しい学校生活を送れるよう願っております。